

傍聴の心得（案）

平成 年 月 日制定

山梨県国土利用計画審議会

1 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- イ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ウ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- エ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

整理番号： _____

傍 聴 券

会議の名称： 山梨県国土利用計画審議会

会議の日時： 平成 年 月 日（ ）
時から

開催場所： 甲府市

山梨県国土利用計画審議会事務局

ウラ面に「傍聴の心得」を印刷する。